

## 第7回 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

### 議事概要

日時：2007年5月24日（木）10:00～11:50

場所：中央合同庁舎第2号館 消防庁第一会議室

出席者：大槻茂（代理：今井京都府危機管理室長）、金谷裕弘、吉川肇子、小村隆史、齋田英司、中瀬憲一（代理：上り口兵庫県防災計画課長）、中邨章、野口和彦、長谷川彰一、平口愛一郎各委員

議事概要：

- 平成19年度における検討会の進め方（最終報告書とモデル指針の作成等）について、（事務局から、資料1～3に沿って説明。  
併せて、京都府の危機管理指針について、今井室長から、資料4-2に沿って説明。）

#### 【委員意見】

- ① 既にかかなりの都道府県において一定レベル以上の危機管理指針ができているという状況にあるところ、行政の混乱防止からある程度現状に配慮した指針モデルと、長期的な目標となる報告書というイメージにしたらどうか。
- ② 報告書のスケルトン案にはP D C Aの観点欠缺けしており、盛り込んだ方がいい。
- ③ 頻繁には発生しない危機について、どのように危機管理を向上させていくかは課題。
- ④ 危機管理も結果責任を問うものに変えていかなければならないが、目標設定が明確になっていない。地域毎に住民の立場から目標を明確に定めて、数年単位でP D C Aを回していくという仕組みが必要。
- ⑤ 目標設定というのは、防災だけでも団体によってレベルの差があり、さらに他の分野においても適用できるよう一般化するのはかなり難しいのではないか。
- ⑥ 対象とする危機を網羅的にリストアップしているようだが、団体によって置かれた状況に違いがあるところであり、重点的に取り組むものは整理しておくべき。
- ⑦ どこまでを危機と認識するかが問題であり、安全管理まで含まれてしまっている場合がある。全ての事案を危機管理部署で扱うようにすると、対応しきれなくなる。
- ⑧ 危機をどう定義するかは必要なリソースの分配の問題とも絡んでいて、その責任は最高責任者（知事）が持つものである。I S Oのリスクマネジメント規格では、必要なリソースを配分する責任者は、最高責任者と決まっている。
- ⑨ 危機の覚知については、上がってきた情報から危機をどう認知するかが重要であり、法律の要件以前に住民に及ぼす影響が危機発生の判断基準であり、実施した対策の確認などにおいてもポイントとなる。
- ⑩ 首長にリーダーとしての機能は要求するが、それを補完する機能についても組み込んだ、行政全体としての危機管理システムの構築が求められるのではないか。
- ⑪ 対策本部について、本部室のレイアウト、情報システムの統一プラットフォーム、本部議事次第のような標準的な作業手順等について検討してはどうか。
- ⑫ 地方公共団体が共通にやらなければならないことは消防庁で情報を公開する等、消防庁はどういう役割で地方公共団体のレベル向上に資するのかという視点も必要。

- 地方公共団体が有すべき機能について  
(事務局から、主に資料 6～8 に沿って説明。)

【委員意見】

- ① 危機管理に必要な機能を整理した後は、目標値の設定が問題となる。
- ② 危機の事例から帰納的に機能を抽出する場合、必要な機能が網羅されており、かつそれらが全て成功していなければならず、事例から体系を構築するのは困難。
- ③ 危機管理に必要な機能について、大抵のものは大分類、中分類、小分類と演繹的に落とし込める。
- ④ 要求される機能をチェックする視点（メタ認知）が必要であり、それによって機能を細分化することが可能になり、さらにその機能を果たすことに失敗したときに補正する機能が必要となってくる。
- ⑤ この機能の抽出・整理は、最終的には、危機管理事案への対応に関するチェックリストにもつながる非常に意義のあるもの。
- ⑥ 危機対応には各種団体が同時並行で携わるところ、そこを一つの方向に動かしていくには相当なリーダーシップが必要である。
- ⑦ 危機において果たすべき機能については、まず住民に対して何をすべきかということがあり、次にそれを誰が実行するかという割り振り・枠組みがある。
- ⑧ 危機により行政自体が機能不全に陥るような危機においては、普段の役割分担のとおりに対応できない場合もあるので、連携が必要になってくる。
- ⑨ 機能と実際の行動が混在している。目的を明確化し、それを達成するための目標が機能であると考えれば整理しやすいのでは。
- ⑩ 必要とされる機能をチェックする機能も必要。
- ⑪ 情報の収集・整理の他に、被害予測の機能も必要。